

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年7月8日
【事業年度】	第42期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）
【会社名】	野村マイクロ・サイエンス株式会社
【英訳名】	Nomura Micro Science Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 千田 豊作
【本店の所在の場所】	神奈川県厚木市岡田二丁目9番8号
【電話番号】	(046)228-5195
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 日向 潤
【最寄りの連絡場所】	神奈川県厚木市岡田二丁目9番8号
【電話番号】	(046)228-5195
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 日向 潤
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年6月23日に提出した第42期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

(重要な後発事象)

(7) 新株予約権の行使の条件

2 財務諸表等

(1) 財務諸表

(重要な後発事象)

新株予約権の行使の条件

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

(訂正前)

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

(重要な後発事象)

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は権利行使時においても、当社又は当社の子会社の従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

新株予約権の相続はこれを認めない。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

その他、新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権が付与される者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 財務諸表等

(1) 財務諸表

(重要な後発事象)

新株予約権の行使の条件

イ 新株予約権者は権利行使時においても、当社又は当社の子会社の従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

ロ 新株予約権の相続はこれを認めない。

ハ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

ニ その他、新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権が付与される者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(訂正後)

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

(重要な後発事象)

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。

2 財務諸表等

(1) 財務諸表

(重要な後発事象)

新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。